

一 般 ガ ス 供 給 約 款

平成 2 4 年 1 2 月 6 日 実 施

日 本 瓦 斯 株 式 会 社

一般ガス供給約款

目 次

I 供給約款の適用	1
1. 適用	1
2. 供給約款の認可及び変更	1
3. 用語の定義	1
4. 日数の取り扱い	3
II 使用の申し込み及び契約	3
5. 使用の申し込み	3
6. 契約の成立及び変更	4
7. 承諾の義務	4
8. 名義の変更	5
9. ガス使用契約の解約	5
10. 契約消滅後の関係	5
III 工事及び検査	6
11. 工事の設計見積もり等	6
12. 工事の実施	6
13. 工事に伴う費用の負担	8
14. 工事費等の申し受け及び精算	12
15. 供給施設等の検査	13
IV 検針及び使用量の算定	14
16. 検 針	14
17. 計量の単位	14
18. 使用量の算定	15
19. 使用量のお知らせ	17
V 料金等	17
20. 料金の適用開始	17
21. 支払期限	17
22. 料金の算定及び申し受け	17
23. 単位料金の調整	19
24. 料金の精算等	20
25. 保証金	20
26. 料金の支払方法	21
27. 料金の口座振替・クレジットカード払い	21

28. 料金の払込み	22
29. 料金の当社への支払日	22
30. 遅収料金の支払方法	22
31. 料金の支払順序	22
32. 工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法	22
VI 供給	23
33. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性	23
34. 供給又は使用の制限等	23
35. 供給停止	24
36. 供給停止の解除	24
37. 供給制限等の賠償	25
VII 保安	25
38. 供給施設の保安責任	25
39. 周知及び調査義務	25
40. 保安に対するお客さまの協力	25
41. お客さまの責任	26
VIII その他	27
42. 使用場所への立ち入り	27
付 則	28
1. 本供給約款の実施期日	28
2. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置	28
3. 保証金の適用を受けているお客さまについての特別措置	28
4. 本供給約款の実施に伴う切り替え措置	28
別 表	
第 1. 供給区域	35
第 2. 本支管工事費の当社の負担額	44
第 3. 本支管及び整圧器	44
第 4. ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式	45
第 5. 最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算式	45
第 6. 適用する料金表	45
第 7. 早収料金の日割計算（1）	49
第 8. 早収料金の日割計算（2）	49
第 9. 標準熱量より2パーセントを超えて低い場合に 料金から差し引く金額の算式	49
第10. 燃焼速度・ウォッベ指数	50
付 録	52

一般ガス供給約款

I 供給約款の適用

1. 適用

- (1) 当社が一般の需要に応じ導管によりガスを供給する場合(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する場合を除きます。)のガスの料金(以下「料金」といいます。)その他の供給条件は、この一般ガス供給約款(以下「この供給約款」といいます。)によります。
- (2) この供給約款は、別表第1の供給区域に適用いたします。
- (3) この供給約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの供給約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。

2. 供給約款の認可及び変更

- (1) この供給約款は、ガス事業法第17条第1項の規定に基づき九州経済産業局長の認可を受けて設定し、その後同項又は同条第3項の規定に基づき変更をしたものです。
- (2) 当社は、ガス事業法第17条第1項の規定に基づき九州経済産業局長の認可を受けてこの供給約款を変更することがあります。又は、ガス事業法第17条第3項の規定に基づき、この供給約款を変更して、九州経済産業局長に届け出ることがあります。これらの場合、料金その他の供給条件は、変更後の一般ガス供給約款によります。

3. 用語の定義

この供給約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

— 熱量 —

- (1) 「熱量」… 摂氏0度及び圧力101.325キロパスカルの状態のもとにおける乾燥したガス1立方メートルの総熱量をいいます。
お客さまに供給するガスは、ガス事業法及びこれに基づく命令(以下「ガス事業法令」といいます。)で定められた方法によってその熱量を測定します。
- (2) 「標準熱量」… (1)の方法により測定する熱量の毎月の算術平均値の最低値をいいます。
- (3) 「最低熱量」… お客さまに供給するガスの熱量の最低値をいいます。

— 圧力 —

- (4) 「圧力」… ガス栓の出口におけるガスの静圧力(全てのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。ガス機器使用中はこれにより圧力は下がります。)をゲージ圧力(大気圧との差をいいます。)で表示したものをいいます。
- (5) 「最高圧力」… お客さまに供給するガスの圧力の最高値をいいます。
- (6) 「最低圧力」… お客さまに供給するガスの圧力の最低値をいいます。

— ガス工作物 —

- (7) 「ガス工作物」… ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業のために

用いるものをいいます((9)から(17)までの設備は全て「ガス工作物」にあたります。)

— 供給施設 —

- (8) 「供給施設」… ガス工作物のうち、導管、整圧器、昇圧供給装置、ガスメーター及びガス栓並びにそれらの付属施設をいいます。

— 導管 —

- (9) 「本支管」… 原則として公道（道路法その他の法令に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路をいいます。）に並行して公道に埋設する導管をいい、付属するバルブ及び水取り器（導管内にたまった水を除去する装置をいいます。）等を含みます。

なお、次の各号のすべてを満たす私道に埋設する導管については、将来当社が当該設備の変更や修繕を行うことに関して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめ得られない場合を除き本支管として取り扱います。

- ① 不特定多数の人及び原則として道路構造令第4条2項に定める普通自動車の通行が可能であること
 - ② 建築基準法第42条に定める基準相当を満たすものであること
 - ③ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと
 - ④ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること
 - ⑤ その他、当社が本支管、供給管を管理する上で著しい障害がないと判断できること
- (10) 「供給管」… 本支管から分岐して、お客さまが所有又は占有する土地と道路との境界線に至るまでの導管をいいます。
- (11) 「内管」… (10)の境界線からガス栓までの導管及びその付属施設をいいます。
- (12) 「ガス遮断装置」… 危急の場合にガスを速やかに遮断することができる装置をいいます。

— 導管以外の供給施設 —

- (13) 「整圧器」… ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。
- (14) 「昇圧供給装置」… ガスを昇圧して供給する装置で、蓄ガス器（ガスを高圧で蓄える容器をいいます。）を備えないものをいいます。
- (15) 「ガスメーター」… 料金算定の基礎となるガス使用量を計量するために用いられる計量器をいいます。
- (16) 「マイコンメーター」… マイクロコンピュータを内蔵したガスメーターで、ガスの使用状態を常時監視し、漏洩、使用量の急増や長時間使用時など、あらかじめ当社が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断するなどの保安機能を有するものをいいます。
- (17) 「メーターガス栓」… ガスメーター入り口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時に操作するガス栓をいいます。

— ガス機器 —

- (18) 「ガス機器」… ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具をいい、ガス機器本体のほか給排気設備などの付属設備を含みます。

— その他の定義 —

- (19) 「ガス工事」… 供給施設の設置又は変更の工事をいいます。
- (20) 「検針」… ガスの使用量（以下「使用量」といいます。）を算定するために、ガスメーターの指示値を目視又は通信設備等により読み取ることをいいます。
- (21) 「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (22) 「消費税率」… 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この供給約款においては5%といたします。

4. 日数の取り扱い

この供給約款において、料金算定期間等の期間の日数は、初日を含めて算定いたします。

II 使用の申し込み及び契約

5. 使用の申し込み

- (1) ガスを新たに使用する方（ガスを新たに使用するためのガスの工事のみを申し込む方を含みます。）、又はガスの使用状況の変更をしようとする方は、あらかじめこの供給約款を承諾のうえ、当社にガス使用又はガス工事の申し込みをしていただきます。（12(1)ただし書きにより当社が承諾した工事人（以下「承諾工事人」といいます。）にガスの工事を申し込む方を除きます。）。)
- (2) (1)のガスの使用状況の変更とは、ガス栓の増減、内管又はガスメーターの位置替え等供給施設を変更することをいいます。
- (3) 当社が必要と認めたときは、お客さまの氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにし、所定の様式により申し込んでいただきます。
- (4) 申し込みの受付場所は、本社又は当社の指定した特約店（以下「本社等」といいます。）といたします。
- (5) 建築事業者、宅地造成事業者（以下「建築事業者等」といいます。）は、ガスを使用されるお客さまのため(1)のガス工事を当社に申し込むことができます。この場合、当該ガス工事については、建築事業者等をお客さまとして取り扱います。

— ガスメーターの決定 —

- (6) 当社は、(1)の申し込みに応じて、ガスメーターの能力（計量法に基づき当該ガスメーターが適正に計量できると認められる使用最大流量のことであり、立方メートル毎時の数値で表わします。）を決定いたします。ガスメーターの能力は、原則として、当

該ガス使用又はガス工事の申し込みのときに、お客さまが設置しているガス機器及び将来設置を予定しているガス機器（使用開始にあたって、（２）に規定する使用状況を変更することなく使用できるガス機器に限ります。）が同時に使用されたときの１時間当たりの標準的ガス消費量を通過させることのできる適正なガスメーターの能力といたします。

（７） 家庭用にガスを使用される場合には、（６）の標準的ガス消費量を算出するにあたり、次のガス機器を算出の対象から除きます。

- ① オープン、卓上コンロ等でガス消費量又は使用頻度が少ないもの
- ② 暖房機器又は温水機器等がそれぞれ２個以上ある場合は、使用状況を十分調査し、同時に使用しないと明らかに判明したもの（大型と小型の場合は小型のものとしします。）

（８） 家庭用以外でガスを使用する場合は、その使用状況に応じ、お客さまと協議のうえ（６）の標準的ガス消費量を算出することがあります。

６．契約の成立及び変更

（１） ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス使用契約」といいます。）又はガス工事に関する契約（以下「ガス工事契約」といいます。）は、当社が５（１）のガス使用又はガス工事の申し込みを承諾したときに成立いたします。なお、契約を変更する場合も同様といたします。

（２） お客さまが希望する場合又は当社が必要とする場合は、ガスの供給及び使用又はガス工事に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。この場合、契約は、（１）にかかわらず契約書作成時に成立いたします。

７．承諾の義務

（１） 当社は、５（１）のガス使用又はガス工事の申し込みがあった場合には、（２）又は（３）に規定する場合を除き、承諾いたします。

（２） 当社は、次に掲げる当社の責めによらない事由によりガスの供給又はガス工事が不可能若しくは著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。

- ① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則（以下「法令等」といいます。）によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合
- ② 災害及び感染症の流行等によりガスの製造能力又は供給能力が減退した場合
- ③ 海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合
- ④ 申し込まれたガスの使用場所が、特異地形等であってガスの供給が技術的に困難であり又は保安の維持が困難と認められる場合
- ⑤ その他、物理的、人為的、又は能力的原因により、当社の正常な企業努力ではガスの供給が不可能な場合

- (3) 当社は、申込者が当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれのガス使用契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (4) 当社は、(2)又は(3)によりガス使用又はガス工事の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく申込者にお知らせいたします。

8. 名義の変更

- (1) ガスを新たに使用しようとする方が、前に使用されていたお客さまのガス使用契約に関する全ての権利及び義務（前に使用されていたお客さまの料金支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合は、名義の変更をしていただきます。
- (2) (1)の場合においても、前に使用されていたお客さまとのガス使用契約が消滅している場合には、5(1)の規定によって申し込んでいただきます。

9. ガス使用契約の解約

- (1) ガスの使用を廃止しようとするお客さまは、あらかじめその廃止の期日を本社等に通知していただきます。この場合、当社は、その廃止の期日をもってガス使用契約の解約の期日といたします。ただし、特別の理由なくして、当社がガス使用廃止の期日後にその通知を受けた場合には、その通知を受けた日をもって解約の期日といたします。
- (2) お客さまが当社にガス使用廃止の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められるときは、当社がガスの供給を終了させるための措置（メーターガス栓の閉栓、ガスメーターの取外しその他ガスの供給を遮断することをいいます。）をとることがあります。この場合、この措置をとった日に解約があったものといたします。なお、ガスの使用を廃止したと認められる時点で、すでに35の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止の日に解約があったものといたします。
- (3) 当社は、7(2)の各号の事由により、ガスの供給の継続が困難な場合には、文書でお客さま通知することによって、ガス使用契約を解約することがあります。
- (4) 当社は、35の規定によってガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、文書でお客さま通知することによって、ガス使用契約を解約することがあります。

10. 契約消滅後の関係

- (1) ガス使用契約期間中に当社とお客さまとの間に生じた料金その他の債権及び債務は、9の規定によってガス使用契約が解約されても、消滅いたしません。
- (2) 当社は、9の規定によってガス使用契約が消滅された後も、ガスメーター等当社所有の既設の供給施設を、設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。

Ⅲ 工事及び検査

1 1. 工事の設計見積もり等

- (1) 当社は、5(1)のガス使用又はガス工事の申し込みに伴い、内管及びガス栓の工事を必要とする場合には、遅滞なく工事の設計及び見積もりを行い、工事費の明細をお知らせし、お客さまと協議のうえ、工事予定日を決定いたします。
- (2) 当社は、5(1)のガス使用又はガス工事の申し込みに伴い、本支管、整圧器又はガス遮断装置を新たに設置する工事（以下「延長工事」といいます。）、又は本支管を入れ替え若しくは整圧器を取り替える工事（以下「入取替工事」といいます。）を必要とする場合において、13(12)から(20)までの規定によりお客さまから工事負担金をいただくときには、遅滞なく工事の設計及び見積もりを行い、お客さまに工事負担金の明細をお知らせいたします。

1 2. 工事の実施

ー ガス工事の施工者等 ー

- (1) ガス工事は、当社に申し込んでいただき、当社が施行いたします。ただし、(2)に定める工事については、承諾工事人に申し込んでいただき、承諾工事人に施行させることができます。
- (2) ガス工事のうち、お客さまが承諾工事人に申し込み、施工させることができる工事は、低圧（ゲージ圧力で0.1メガパスカル未満の圧力をいいます。）でガスの供給を受けており、ガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下のマイコンメーターがすでに設置されている一般建物（ガス事業法令に定められている建物区分の一般業務用建物、一般集合住宅又は一般戸建住宅に該当するものをいいます。）で、そのガスメーターより下流側で以下のいずれかに該当する露出部分の工事といたします。
- ① フレキ管を配管してガス栓を増設する工事
 - ② フレキ管を配管してガス栓又は内管の位置を替える工事
 - ③ 継ぎ手のみ使用してガス栓を増設する工事
 - ④ 継ぎ手のみ使用してガス栓の位置を替える工事
 - ⑤ ガス栓のみを取り替える工事
 - ⑥ ①～⑤の工事に伴う内管の撤去工事
- (3) お客さまがガス工事を承諾工事人に申し込み、施工させる場合、工事費その他の条件はお客さまと承諾工事人との間で定めていただくこととし、当社はこれに関与いたしません。又、その工事に関して後日補修が必要になったとき若しくはお客さまが損害を受けられたとき等には、お客さまと承諾工事人との間で協議の上解決していただくこととし、当社はこれに関与いたしません。

— 気密試験等 —

- (4) 当社が施行した内管及びガス栓を、当社がお客さまに引き渡すにあたっては、当社はあらかじめ内管の気密試験を行います。
- (5) 承諾工事人が実施した内管及びガス栓を承諾工事人がお客さまに引き渡すにあたっては、当社はあらかじめ承諾工事人に内管の気密試験を行わせます。ただし、当社が必要と認めた場合には、当社が内管の気密試験を行うことがあります。
- (6) 承諾工事人が実施した工事に保安上の瑕疵がある場合、又は(5)の気密試験に合格しない場合は、補修が完了するまで当社は当該施設の使用をお断りすることがあります。

— ガスメーターの設置 —

- (7) 当社は、1 需要場所につきガスメーター 1 個を設置いたします。この場合、1 構内をなすものは 1 構内を、また、1 建物をなすものは 1 建物を 1 需要場所といたしますが、下記の場合には、原則として次によって取り扱います。なお、お客さまの申し込みがある場合であって、当社が特別の事情があると判断したときには、1 需要場所につきガスメーターを 2 個以上設置することがあります。

① マンション等 1 建物内に 2 以上の住戸がある住宅

各 1 戸が独立した住居と認められる場合には、各 1 戸を 1 需要場所といたします。なお、「独立した住居と認められる場合」とは、次のすべての条件に該当する場合をいいます。

- イ 各戸が独立的に区画されていること
- ロ 各戸の配管設備が相互に分離して施設されていること
- ハ 各戸が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること

② 店舗、官公庁、工場その他

1 構内又は 1 建物に 2 以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を 1 需要場所といたします。

③ 施設付住宅

1 建物にマンション等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合（施設付住宅といいます。）には、住宅部分については①により、非住宅部分については②により取り扱います。

- (8) 当社は、お客さまと協議のうえ、適正に計量することができ、かつ、検針、検査、取り替え等維持管理が容易な場所にガスメーターを設置いたします。

— 供給施設等の設置承諾 —

- (9) 当社は、3 (10)の境界線内において、そのお客さまのために必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用させていただきます。この場合、お客さまは、その場所が借地又は借家であるときは、あらかじめ当該土地又は建物の所有者その他の利害関係人の承諾を得ておいていただきます。これに関して、後日苦情が生じても、当社は責任を負いません。

- (10) 当社は、当社若しくは承諾工事人が供給施設を設置した場合、又はガス使用契約に伴い、門口に当社所定の標識を掲げさせていただきます。

1.3. 工事に伴う費用の負担

― 供給施設の所有区分と工事費 ―

- (1) 内管及びガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置させていただきます。
- (2) 内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額が支払われるまでは当社が留保するものとし、お客さまは当社の承諾なしに使用することはできません。この場合、その旨の表示を付すことがあります（(4)、(6)及び(8)において同じ。）。
- (3) 内管及びガス栓の工事に要する費用の額は、工事の種類及び工事を実施する建物の種類に応じて、下記①に定める方法により算定した見積単価（ただし、下記②にかかげる工事を除きます。）に、内管の延長やガス栓の個数等の使用数量を乗じて算出した見積金額と、別途に必要となる付帯工事費、夜間工事費、休日工事費等の加算額に消費税等相当額を加えたものいたします。

- ① 内管及びガス栓の見積単価は、工事に要する材料費・労務費・運搬費・設計監督費及び諸経費の費用の実績を基礎として算定し、1 m当たり、1 個当たり又は1 箇所当たり等で表示いたします。

なお、見積単価を記載した見積単価表は、当社の本社に掲示しています。

イ 材料費

材料費は、工事に要するガス管、ガス栓、継ぎ手、その他の材料のそれぞれの材料単価にそれぞれの使用数量を乗じて算出いたします。

ロ 労務費

労務費は、歩掛及び賃率に基づき算出いたします。

ハ 運搬費

運搬費は、倉庫から工事現場までの材料運搬費及び工作車にかかる費用に基づき算出いたします。

ニ 設計監督費

設計監督費は、設計費、見積事務費及び監督費の合計額に基づき算出いたします。

ホ 諸経費

諸経費は、現場経費、間接業務従事者労務費及び間接経費の合計額に基づき算出いたします。

- ② 次の各号にかかげる工事、付帯工事、その他の工事箇所の状況等により特別の工程、工法又は材料を用いる工事に要する費用の額は、その工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用に基づき算出した個別の設計見積金額の合計に消費税等相当額を加えたものいたします。

イ 溶接配管等の特殊な工法を用いて実施する工事

- ロ 特別な設備の組み込みを必要とする場合又は特別な建築物等で実施する工事
- ハ 当社が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組み込まれた工事材料をお客さまが提供する工事

- (4) お客さまのために設置されるガス遮断装置は、原則としてお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。
- (5) (4)に定めるガス遮断装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。
- (6) お客さまの申し込みによりそのお客さまのために設置される整圧器は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。
- (7) (6)に定める整圧器の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。
- (8) お客さまの申し込みにより設置される昇圧供給装置は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。
- (9) (8)に定める昇圧供給装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。
- (10) ガスメーターは、当社所有のものを設置し、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。）は、お客さまにご負担していただきます。
ただし、ガスメーターの検定期間満了による取替等、当社都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当社が負担いたします。
- (11) 供給管は、当社の所有とし、これに要する工事費は当社が負担いたします。ただし、お客さまの申し込みにより供給管の位置替えを行う場合には、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。）はお客さまにご負担していただきます。

— 工事負担金 —

- (12) 本支管及び整圧器（(6)の整圧器を除きます。）は、当社の所有とし、次の差額が生じる場合には、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担していただきます。
 - ① お客さまのガス使用又はガス工事の申し込みに伴い、延長工事を行う場合において、お客さまの予定使用量に必要な大きさの本支管及び整圧器（別表第3にかかげる本支管及び整圧器のうち、お客さまの予定使用量の供給に必要最小限度の口径のものをいいます。）の設置の工事に要する費用（以下「延長工事費」といいます。）が別表第2の当社の負担額を超えるときは、その差額
 - ② お客さまのガス使用又はガス工事の申し込みに伴い本支管及び整圧器の入取替工事を行う場合において、その工事に要する費用から入取替工事によって不要となる本支管又は整圧器と同等のものの材料価額（すべての既設本支管及び既設整圧器の帳簿価額（消費税等相当額を含まないものといたします。）の平均額のうち、材料価額（消

費税等相当額を除いたものといたします。)に相当する額をいいます。)を差し引いた金額(以下「入取替工事費」といいます。)が別表第2の当社の負担額を超えるときは、その差額

③ お客さまのガス使用又はガス工事の申し込みに伴う延長工事が入取替工事を伴う場合において、①の延長工事費及び②の入取替工事費の合計額が別表第2の当社の負担額を超えるときは、その差額

— 複数のお客さまから申し込みがあった場合の工事負担金の算定 —

(13) 複数のお客さまからガス使用又は、ガス工事の申し込みをいただいたことに伴い延長工事又は入取替工事を行う場合において、当社が同時に設計及び見積もりを行い、工事を実施することができるときには、お客さまと協議のうえ、1つの工事として取り扱うことがあります。

(14) (13)の場合、当社が同時に設計及び見積もりを行った工事費(消費税等相当額を除いたものといたします。)が、その複数のお客さまについての別表第2の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担していただくものとし、公平の原則に基づきそれぞれのお客さま別に割り振り、算定いたします。

(15) (13)の「1つの工事」とは、同時になされたすべてのお客さまの申し込みについて、当社が一括して同一設計書で実施する工事をいいます。

(16) 複数のお客さまから共同してガス使用又はガス工事の申し込みをいただいたことに伴い延長工事又は入取替工事を行う場合には、その申し込みを1つの申し込みとして取り扱うことがあります。

(17) (16)の場合の工事費(消費税等相当額を除いたものといたします。)が、その複数のお客さまについての別表第2の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担していただきます。この工事負担金は、それぞれのお客さまごとの算定を行いません((19)、(20)において同じ)。

(18) 建築事業者等から、複数のガスの使用予定者のためにガス工事の申し込みがあり、それに伴って延長工事又は入取替工事を行う場合は、(16)の申し込みがあったものとして取り扱います。

(19) (18)の場合の工事費(消費税等相当額を除いたものとします。)が、使用予定者についての別表第2の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としていただきます。

— 宅地分譲地の場合の工事負担金算定 —

(20) 当社は、宅地分譲地についてガス工事の申し込みがあった場合は、次により取り扱います。

① 「宅地分譲地」とは、住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割され

る土地であって、建築事業者等により、ガス工事の申し込みを受けたときに3年経過後のガスの使用予定者数を推計できるものをいいます。ただし、既築の建物が予定される区画数に対し50パーセント以上ある場合を除きます。

② 申し込みによるガスの使用予定者の供給に必要な延長工事費及び入取替工事費が、3年経過後のガス使用予定者についての別表第2の当社の負担金の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としていただきます。この場合、3年経過後のガスの使用予定者数の算定は、原則として、当該宅地分譲地におけるすべてのガスの使用予定者数の50パーセントを超えるものとし、特別の事情がある場合は、その30パーセント以上とすることができます。

③ 住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築事業者等によりガス工事の申し込みを受けた時に3年経過後のガスの使用予定者数を推計できない場合は、使用者と協議のうえ、工事負担金を決定することがあります。

— 工事材料の提供と工事費算定 —

(21) 当社は、お客さまが提供する工事材料を用いて内管及びガス栓の工事を行う場合には、次により工事費を算定いたします。

① 当社は、お客さまが工事材料を提供する場合(②を除きます。)には、検査を行い、それを用いることがあります。ただし、ガス事業法令の定める基準に適合していることを要します。お客さまが工事材料を提供する場合、その工事材料を(3)の工事費算定の基礎となる単価で見積もり、その金額を材料費から控除して工事費を算定いたします。また、その工事材料の検査料(所要費用に消費税等相当額を加えたもの)といたします。)をお客さまにご負担していただきます。

② 当社は、当社が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組み込まれた工事材料をお客さまが提供する場合には、検査を行い、それを用いることがあります。この場合、その材料を控除して工事費を算定いたします。また、別に定める検査料(所要費用に消費税等相当額を加えたもの)といたします。)をお客さまにご負担していただきます。

③ ②のお客さまが提供する工事材料とは、次のすべての条件に該当するものに限ります。これを用いる場合には、あらかじめ当社と別途製作品の仕様、工事材料の設計仕様、工場の指定などについて契約を締結していただきます。

イ ガス事業法令及び当社の定める材料・設計・施工基準に適合するものであること

ロ 当社が指定する講習を修了した者により、当社が指定する工場内であらかじめ組み込まれたものであること

— 修繕費の負担 —

- (22) お客さま所有の供給施設の修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用をいい、所要費用に消費税等相当額を加えたものといたします。）はお客さまにご負担していただき当社所有の供給施設の修繕費は当社が負担することを原則といたします。

— 工事の変更、解約の場合の損害賠償等 —

- (23) 工事着手後、お客さまの都合によって供給開始前にガス使用契約又はガス工事契約が変更又は解約される場合は、当社がすでに要した費用及び解約又は変更によって生じた損害を賠償していただくことを原則といたします。

ただし、工事を実施していない部分につき、14(7)にかかげる工事費等を精算すべき事情が存在することが判明し、当社がガス工事契約の変更又は解約もやむ得ないと認める場合は、協議によることといたします。

- (24) (23)に基づき費用及び損害を賠償していただく範囲は次のとおりといたします。

- ① すでに実施した設計見積もりの費用（消費税等相当額を含むものといたします。）
- ② すでに工事を実施した部分についての材料費・労務費等の工事費（消費税等相当額を含むものといたします。）及び工具・機械等の使用に要した費用（消費税等相当額を含むものといたします。）
- ③ 原状回復に要した費用
- ④ その他工事の実施についての特別の準備をしたことによる損害

14. 工事費等の申し受け及び精算

- (1) 当社は、13(3)から(11)まで及び(21)の規定によりお客さまにご負担いただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日（ガスメーターの取付作業を含む工事にあつてはガスメーターの取付日とし、それ以外の工事にあつては引渡日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。
- (2) 当社は、13(12)から(20)までの規定によりお客さまにご負担いただくものとして算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日（ガス使用の申し込みをいただいたときに新たな本支管及び整圧器（13(6)の整圧器を除きます。）の工事を必要としない状態となった日をいいます。）前日までに全額申し受けます。
- (3) 当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、着手金を工事着手前に申し受け、お客さまにご負担いただく13(3)から(21)までの規定により算定した工事費及び工事負担金（以下「工事費等」といいます。）を、その工事完成日までに2回以上に分割して申し受けることがあります。
 - ① 長期にわたる工事（工事着手予定日から工事完成予定日までが、原則として6か月を超える工事をいいます。）
 - ② その他、当社が特に必要と認めた工事

- (4) 当社は、増設工事等で小規模な工事（工事費が、10万円以下の工事をいいます。）については、債権保全上必要と認める場合その他の特段の事情がある場合を除き、工事費等をお客さまからの申し出があれば、工事完成日以降に申し受けることができます。
- (5) 当社は、お客さま所有の既設内管を、そのお客さまからの申し込みに基づき、保安上の理由により取り替える工事については、債権保全上必要と認める場合その他の特段の事情がある場合を除き、工事費の全部又は一部を、お客さまからの申し出があれば、工事日完成日以降に申し受けることができます。この場合、支払期間に応じて金利相当額をいただくことがあります。
- (6) 当社は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に工事費等を全額申し受けます。
- (7) 当社は、工事費等をいただいた後に、次の事情によって工事費等に著しい差異が生じたときは、工事完成後、遅滞なく、精算することといたします。
- ① 工事の設計後にお客さまの申し出により導管の延長・口径又は材質その他工事に要する材料の変更及び特別の工程等工事の実施条件に変更のあったとき。
 - ② 工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘さく規制等に伴う工事の実施条件に変更のあったとき。
 - ③ 工事に要する材料の価額（消費税等相当額を含むものといたします。）又は労務費に著しい変動のあったとき。
 - ④ その他工事費（消費税等相当額を含むものといたします。）に著しい差異が生じたとき。

15. 供給施設等の検査

- (1) お客さまは、当社にガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料（検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたものといたします。（2）において同じ。）をご負担していただきます。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えている場合には、検査料は当社が負担いたします。
- (2) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、ガス機器、お客さまのために設置されるガス遮断装置又は整圧器及び3(15)に定めるガスメーター以外のガス計量器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当社に請求することができます。この場合、検査の結果、法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料をご負担していただきます。
- (3) 当社は、(1)及び(2)に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。
- (4) お客さまは、当社が(1)及び(2)に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、又は代理人を立ち会わせることができます。

IV 検針及び使用量の算定

16. 検 針

— 検針の手順 —

(1) 当社は、あらかじめ定めた日に毎月1度検針（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。）を行います。定例検針を行う日は以下の手順により定めます。

- ① 検針区域の設定…効率的に検針できるよう、一定の区域を設定します。
- ② 定例検針を行う日の設定…検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮のうえ検針を行う日を定めます。

(2) 当社は、(1)の定例検針日以外に次の日に検針を行います。

- ① 新たにガスの使用を開始した日（お客さまの申し込みにより、ガスメーターを開栓した日をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓する場合及び④の場合を除きます。）
- ② 9(1)から(3)の規定により解約を行った日
- ③ 35の規定によりガスの供給を停止した日
- ④ 36の規定によりガスの供給を再開した日
- ⑤ ガスメーターを取り替えた日

— 検針の省略 —

(3) 当社は、お客さまが新たにガスの使用を開始した場合で、使用開始日からその直後の定例検針を行う日までの期間が4日（21(3)に規定する休日を除きます。）以下の場合、使用開始直後の定例検針を行わないことがあります。

(4) 当社は、ガス使用契約が9(1)又は9(2)の規定により解約される場合で、解約の期日直前の定例検針を行う日又は定例検針日から解約の期日までの期間が3日（21(3)に規定する休日を除きます。）以下の場合、解約の期日直前の定例検針を行わないか、又はすでに行った解約の期日直前の定例検針を行わなかったものとする場合があります。

(5) 当社は、(2)③の供給停止に伴う検針日から(2)④の供給再開に伴う検針日までの期間が5日（21(3)に規定する休日を除きます。）以下の場合、行った検針のいずれも行わなかったものとする場合があります。

(6) 当社は、お客さまの不在又は災害及び感染症の流行等やむを得ない事情により、検針すべき日に検針できない場合があります。

17. 計量の単位

(1) 使用量の単位は、立方メートルといたします。

(2) 検針の際の小数点第1位以下の端数は、読みません。

- (3) 18(9)又は(12)の規定により使用量を算定する場合には、その使用量の小数点第1位以下の端数は切り捨てます。

18. 使用量の算定

- (1) 当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。

- (2) (1)の「検針日」とは、次の日をいいます((3)、(7)及び21(1)において同じ)。

- ① 16.(1)及び(2)の①から④までの日であって、検針を行った日
- ② 18.(4)から(7)までの規定により使用量を算定した日
- ③ 18.(8)の規定により使用量を算定した場合は、検針をすべきであった日

- (3) (1)の「料金算定期間」とは、次の期間をいいます。

- ① 検針日の翌日から次の検針日までの期間(②及び③の場合を除きます。)
- ② 新たにガスの使用を開始した場合又は36の規定によりガスの供給を再開した場合、その開始又は再開の日から次の検針日までの期間
- ③ 35の規定によりガスの供給を停止した日に36の規定によりガスの供給を再開した場合、供給再開日の翌日から次の検針日までの期間

— お客さまが不在の場合の使用量算定等 —

- (4) 当社は、お客さまが不在等のため検針できなかった場合には、その料金算定期間(以下「推定料金算定期間」といいます。)の使用量は、原則としてその直前の料金算定期間の使用量と同量といたします。この場合、推定料金算定期間の次の料金算定期間(以下「翌料金算定期間」といいます。)の使用量は、次の算式により算定いたします。

$$V_2 = M_2 - M_1 - V_1$$

(備 考)

V_1 = 推定料金算定期間の使用量

V_2 = 翌料金算定期間の使用量

M_1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M_2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

- (5) (4)で算定した結果がマイナスになる場合は、翌料金算定期間の使用量を次の①の算式で算定した使用量に、推定料金算定期間の使用量を次の②の算式で算定した使用量に各々見直しいたします。

① $V_2 = (M_2 - M_1) \times 1/2$ (小数点第1位以下の端数は切り上げます。)

② $V_1 = (M_2 - M_1) - V_2$

(備 考)

V_1 = 推定料金算定期間の使用量

V_2 = 翌料金算定期間の使用量

M_1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M_2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

(6) 当社は、お客さまが不在等のため検針できなかった場合において、そのお客さまの不在等の期間が明らかなときには、その推定料金算定期間の使用量は次のとおりといたします。

① お客さまが推定料金算定期間を通じて全く不在等であったことが明らかなときには、その月の使用量は0立方メートルといたします。

② お客さまの過去の使用実績からみて、使用期間に応じて使用量を算定することが可能と認められる場合には、その月の使用量は、その使用期間に応じて算定した使用量といたします。

(7) 当社は、新たにガスの使用を開始した日以降最初の検針日に、お客さまが不在等のため検針できなかった場合には、その推定料金算定期間の使用量は、0立方メートルといたします。

— 災害及び感染症の流行・ガスメーター故障等の場合の使用量算定等 —

(8) 当社は、災害及び感染症の流行等やむを得ない事情のため検針すべき日に検針できなかった場合の料金算定期間の使用量は、(4)から(7)に準じて算定いたします。なお、後日、ガスメーターの破損又は滅失等が判明した場合には、(10)又は(11)に準じて使用量を算定し直します。

(9) 当社は、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えていることが判明した場合には、お客さまと協議のうえ、ガスメーターを取り替えた日の前3ヶ月分を超えない範囲内で、別表第4の算式により使用量を算定いたします。

ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定いたします。

(10) 当社は、ガスメーターの故障、災害等によるガスメーターの破損又は滅失その他の事由により使用量が不明の場合には、前3ヶ月分若しくは前年同期の同一期間の使用量又は取り替えたガスメーターによる使用量その他の事情を基準として、お客さまと協議のうえ、使用量を算定いたします。

(11) 当社は、災害等によりガスメーターが破損又は滅失して使用量が不明であるお客さまが多数発生し、使用量算定についてお客さまとの個別の協議が著しく困難である場合は、その料金算定期間の使用量は(10)の基準により算定することがあります。なお、お客さまより申し出がある場合は、協議のうえ改めて使用量を算定し直します。

- (12) 当社は、33(3)の規定による圧力のガスを供給する場合には、別表第5の算式により使用量を算定いたします。ただし、昇圧供給装置により供給する場合には、原則としてこの限りではありません。

19. 使用量のお知らせ

当社は、18の規定により使用量を算定したときには、速やかにその使用量をお客さまにお知らせいたします。

V 料金等

20. 料金の適用開始

料金は、新たにガスの使用が可能となった日又は36の規定により供給を再開をした日から適用いたします。

21. 支払期限

- (1) お客さまがお支払いいただくべき料金の支払義務は、次の各号にかかげる日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生いたします。
- ① 検針日（16(2)①、④及び18(8)を除きます。）
 - ② 18(9)、(10)又は(11)後段の規定（(8)後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、協議の成立した日
 - ③ 18(8)前段又は(11)前段の規定（(8)後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、19により使用量をお知らせした日
- (2) 料金は(3)に定める支払期限日までにお支払いいただきます。
- (3) 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して50日目といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日目、が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び8月14日、8月15日をいい、22(2)及び35においても同様とします。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

22. 料金の算定及び申し受け

— 料金の種類 —

- (1) お客さまは、お支払いの時期により、(2)に定める早収料金又は(9)に定める遅収料金のいずれかを選択していただくことができます。

— 早収料金 —

- (2) 当社は、料金の支払いが支払義務発生日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(4)により算定された料金（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を支払っていただきます。

なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

(3) ① 当社は、口座振替により料金のお支払いをいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客さまの口座から引き落とした場合は、早収料金適用期間内にお支払いがあったものといたします。

② 当社は、クレジットカード払いにより料金のお支払いをいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間後にクレジットカード会社から当社に対する立替払いが行われた場合は、早収料金適用期間内にお支払いがあったものといたします。

— 早収料金の算定方法 —

(4) 当社は、別表 6 の料金表を適用して、19 の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の早収料金を算定いたします。ただし、12(7)なお書きの規定により、お客さまが 1 需要場所に 2 個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客さまから申し込みがあったときは、それぞれのガスメーターの読みにより算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを 1 個として、早収料金を算定いたします。((7) 及び (8) の場合も同様といたします。)

— 料金算定期間及び日割計算 —

(5) 当社は、(6) の規定により早収料金に日割計算を行う場合を除き、1 料金算定期間を「1 か月」として早収料金を算定いたします。

(6) 当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、その料金算定期間の早収料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が 36 日以上となった場合を除きます。

① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が 24 日以下又は 36 日以上となった場合

② 新たにガスの使用を開始した場合で、料金算定期間が 29 日以下又は 36 日以上となった場合

③ 9(1) から (3) の規定により解約等を行った場合で、料金算定期間が 29 日以下又は 36 日以上となった場合

④ 35 の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が 29 日以下又は 36 日以上となった場合 (16(5) により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)

⑤ 36 の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が 29 日以下又は 36 日以上となった場合 (16(5) により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)

⑥ 34(1) の規定によりガスの供給を中止し又はお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。

(7) 当社は、(6)①から⑤までの規定により早収料金の日割計算をする場合は、別表第7によります。

(8) 当社は、(6)⑥の規定により早収料金の日割計算をする場合は、別表第8によります。

— 遅収料金 —

(9) 料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いただきます。

— 端数処理 —

(10) 当社は、早収料金及び遅収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

— 適用料金の事前のお知らせ —

(11) 当社は、毎月の料金について適用する基本料金及び単位料金（基準単位料金又は調整単位料金）をあらかじめお客さまにお知らせし、お客さまが料金を算定できるようにいたします。

23. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第6の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6の2(2)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.085 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.085 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第5位以下の端数は、切り捨てます。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

69,390円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表第6の2(2)に定められた各9か月間における鹿児島港の貿易統計の数

量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）及び貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が111,020円以上となった場合は、111,020円といたします。

（算 式）

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9352 \\ + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0702$$

（備 考）

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の本社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算 式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

24. 料金の精算等

- (1) 当社は、18(5)の規定において推定料金算定期間の使用量を見直した場合は、推定料金算定期間の料金としてすでにいただいた金額と、推定料金算定期間の見直し後料金に翌料金算定期間の料金を加えた合計額との差額を精算いたします。
- (2) 当社は、すでに料金としていただいた金額と18(9)、(10)、(11)の規定により算定した使用量にもとづいた料金との差額が生じた場合には、これを精算いたします。
- (3) 当社は、ガス事業法令で規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値が、33(2)で定める標準熱量より2パーセントを越えて低い場合には、別表第9の算式により算定した金額（消費税等相当額を含みます。）をその月の料金から差し引きます。この場合、差し引いた結果1円未満の端数が生じたときには、その端数の金額を切り捨てます。

25. 保証金

- (1) 当社は、5(1)の申し込みをされた方又は支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなかったお客さまから供給の開始若しくは再開に先立って、又は供給継続の条件としてその申込者又はお客さまの予想月額料金の3か月分（お客さまが設置しているガス

機器及び将来設置を予定しているガス機器、増設する供給施設並びに前3か月分又は前年同期の同一期間の使用量その他の事情を基準として算定いたします。)に相当する金額を超えない範囲内で保証金を預かることがあります。

- (2) 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。
- (3) 当社は、お客さまから保証金を預かっている場合において、そのお客さまから支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払いがないときは、保証金とその利息との合計額をもってその料金に充当いたします。この場合、保証金の不足分をお客さまに補充していただくことがあります。
- (4) 当社は、預かり期間経過後、又は9の規定により契約が消滅したときは、保証金とその利息との合計額((3)に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。)を速やかにお返しいたします。利息は、保証金に対し年6パーセントの利率でその預かり期間に応じて複利により計算いたします。

26. 料金の支払方法

料金は、口座振替、クレジットカード払い又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、次の各号にかかげる場合は、払込みの方法によりお支払いいただきます。

① 36(1)①及び②に規定する料金

② 口座振替若しくはクレジットカード払いが不能となっている場合

27. 料金の口座振替・クレジットカード払い

- (1) 料金を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関といたします。また、料金をクレジットカード払いの方法でお支払いいただく場合は、当社が指定したクレジットカード会社とお客さまの契約に基づき、そのクレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただきます。
- (2) お客さまは、料金を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の申込書又は金融機関所定の申込書によりあらかじめ当社又は金融機関に申し込んでいただきます。また、料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社所定の申込書又はクレジットカード会社所定の申込書によりあらかじめ当社又はクレジットカード会社に申し込んでいただきます。
- (3) 料金の口座振替日は、当社が指定した日といたします。また、クレジットカード会社から当社に対する立替払いがされる日は、当社が指定した日といたします。
- (4) 料金の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客さまは、口座振替の手続が完了するまでは料金を以下の方法でお支払いいただきます。また、クレジットカード払いの方法を申し込まれたお客さまは、クレジットカード払いの手続きが完了するまでは料金を以下の方法でお支払いいただきます。
 - ① 既にガスをお使いのお客さまは口座振替申込み時点の支払方法でご利用いただいている方法

- ② 既にガスをお使いのお客さまはクレジットカード払い申込み時点の支払方法でご利用いただいている方法
- ③ 新たにガスの使用を申し込まれたお客さまは払込みの方法

28. 料金の払込み

お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社で作成した払込書、又は当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）所定の方法により、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。なお当社が指定した債権回収会社が指定した金融機関等で支払われる場合、所定の手数料をご負担いただく場合があります。

- ① 当社又は当社が指定した債権回収会社が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）
- ② 当社の本社等

29. 料金の当社への支払日

- (1) 当社は、お客さまが料金を口座振替の方法で支払われる場合は、お客さまの口座から引き落とされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (2) 当社は、お客さまが料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合、クレジットカード会社が当社に対する立替払いを承認した日に当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (3) 当社は、お客さまが料金を金融機関等又は当社の指定した特約店で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等又は特約店に払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。

30. 遅収料金の支払方法

- (1) お客さまが遅収料金を支払われる場合は、早収料金に相当する金額を支払期限日までに支払っていただき、この金額と遅収料金との差額（以下「遅収加算額」といいます。）を、翌月以降にお支払いいただきます。
- (2) 遅収加算額は、翌月以降に料金が発生する場合には、翌月以降の料金と同時にお支払いいただきます。

31. 料金の支払順序

料金は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

32. 工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法

当社は、工事費等、供給施設の修繕費、検査料及びその他の料金以外の代金については、原則として払込みの方法でお支払いいただきます。この場合、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。

- ① 当社が指定した金融機関
- ② 当社の本社等

VI 供 給

3 3. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性

- (1) 当社は、次に規定する熱量、圧力及び燃焼性（以下「熱量等」といいます。）のガスを供給いたします。なお、燃焼性は、ガス機器に対する適合性を示すもので、別表第10の燃焼速度とウォッベ指数との組み合わせによって決められるものです。
- (2) 供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は13Aですので、ガス機器は、13Aとされているガス機器が適合いたします。

熱 量	標準熱量	……………	46.04655	メガジュール
	最低熱量	……………	44.4	メガジュール
圧 力	最高圧力	……………	2.5	キロパスカル
	最低圧力	……………	1.0	キロパスカル
燃焼性	最高燃焼速度	……………	47	
	最低燃焼速度	……………	35	
	最高ウォッベ指数	……………	57.8	
	最低ウォッベ指数	……………	52.7	

- (3) 当社は、(2)に規定する最高圧力を超えるガスの使用の申し込みがある場合には、そのお客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。
- (4) 当社は、(2)に規定するガスの熱量等及び(3)の規定によって定めた圧力を維持できないことによって、お客さまが損害を受けられたときは、その損害の賠償の責任を負います。ただし、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。

3 4. 供給又は使用の制限等

- (1) 当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、ガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただくことがあります。
- ① 災害及び感染症の流行等その他の不可抗力による場合
 - ② ガス工作物に故障が生じた場合
 - ③ ガス工作物の修理その他工事を実施するため必要がある場合
 - ④ 法令の規定による場合
 - ⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合（40(1)の処置をとる場合を含みます。）
 - ⑥ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ⑦ その他保安上必要がある場合（40(4)の処置をとる場合を含みます。）
- (2) 当社は、33(2)に規定するガスの熱量等を維持できない場合及び(1)の規定によりガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただく場合は、状況の許す限りその旨をあらかじめラジオ、テレビ、新聞等の報道機

関を通じ、又はその他の適切な方法でお知らせいたします。

3 5. 供給停止

当社は、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に少なくとも5日間（休日を含みます。）の日数をおいて予告いたします。

- ① 支払期限日を経過してもなお料金のお支払いがない場合
- ② 当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金について①の事実があり、期日を定めて支払いを請求したにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合
- ③ この供給約款に基づいてお支払いを求めた料金以外の債務について、お支払いがない場合
- ④ 4 2各号にかかげる当社の係員の行う作業を正当な理由なくして拒み又は妨害した場合
- ⑤ ガスを不正に使用した場合、又は使用しようとしたと明らかに認められる場合
- ⑥ 3 (10)の境界線内の当社のガス工作物を故意に損傷し又は失わせて、当社に重大な損害を与えた場合
- ⑦ 4 0 (5)及び4 1 (4)の規定に違反した場合
- ⑧ その他この供給約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合

3 6. 供給停止の解除

- (1) 3 5の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当することを当社が確認できた場合は、速やかに供給を再開いたします。なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さま又はお客さまの代理人に立ち会っていただきます。

- ① 3 5①の規定により供給を停止したときは、支払期限日が到来したすべての料金を支払われた場合
- ② 3 5②の規定により供給を停止したときは、当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金でそれぞれのガス使用契約で定める支払期限日が到来したすべての料金を支払われた場合
- ③ 3 5③、④、⑤、⑥、⑦又は⑧の規定により供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われた場合

- (2) 当社は、供給の再開は原則として9時から18時の間に速やかに行います。

37. 供給制限等の賠償

当社が9(4)、34又は35の規定により解約をし、又は供給若しくは使用の制限、中止若しくは停止をしたために、お客さまが損害を受けられても、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。

Ⅶ 保 安

38. 供給施設の保安責任

- (1) 内管及びガス栓等は、13(1)(4)(6)(8)及び41(3)の規定によりお客さまの資産となる3(10)の境界線よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について(3)に定める検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、お客さまの承諾が得られないことによって検査ができなかった場合等、お客さまが当社の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けられたときは、当社は賠償の責任を負いません。
- (3) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、3(11)に規定する内管及びガス栓並びに3(14)に規定する昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査いたします。なお、当社は、その検査の結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。

39. 周知及び調査義務

- (1) 当社は、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。
- (2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等の措置及びその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。
- (3) 当社は、(2)のお知らせに係るガス機器について、ガス事業法令の定めるところにより、再び調査いたします。

40. 保安に対するお客さまの協力

- (1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただきます。この場合、当社は、直ちに適切な処置をとります。
- (2) 当社は、ガスの供給又は使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をし

ていただく等お客さまに当社がお知らせした方法で、中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給又は使用の状態が復旧しないときは、(1)の場合に準じて当社に通知していただきます。

- (3) お客さまは、38(3)及び39(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。
- (4) 当社は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、ガス機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、又は使用をお断りすることがあります。
- (5) 当社は、お客さまが当社の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設若しくは33(2)に規定するガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。
- (6) 当社が12(8)の規定により設置したガスメーターについては、検針及び検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。

41. お客さまの責任

- (1) お客さまは、39(1)の規定により当社がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取り扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置、若しくは撤去する場合又はこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社の承諾を得ていただきます。
- (3) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合には、当社の指定する場所に当社が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといえます。）をお客さまに負担していただきます。
- (4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法に従い天然ガス自動車又は次の各号にかかげるすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
 - ① 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること。
 - ② 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること。
 - ③ 33(2)に規定する供給ガスに適合するものであること。
 - ④ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること。
 - ⑤ 当社で認めた安全装置を備えるものであること。

VIII その他

4 2. 使用場所への立ち入り

当社は、次の各号にかかげる作業のため必要な場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの供給施設又はガス機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ係員は、所定の証明書を提示いたします。

- ① 検 針
- ② 検査及び調査のための作業
- ③ 当社の供給施設の設計、施行又は維持管理に関する作業
- ④ 9(1)から(4)の規定による解約等に伴い、ガスの供給を終了させるための作業
- ⑤ 34又は35の規定による供給又は使用の制限、中止又は停止のための作業
- ⑥ ガスメーターの法定検定期間満了等による取替えの作業
- ⑦ その他保安上の理由により必要な作業

付 則

1. 本供給約款の実施期日

①本供給約款は、平成24年12月6日から実施いたします。

②料金算定期間の末日が平成24年12月6日から平成24年12月31日に属する料金算定期間の早収料金は、平成24年12月5日まで適用の一般ガス供給約款に基づき料金を算定するものといたします。

2. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置

当社は、当面の間、ガスメーターの能力を「号数」で表記することがあります。

3. 保証金の適用を受けているお客さまについての特別措置

本供給約款実施の際、現に旧供給約款25（保証金）の適用を受けているお客さまの保証金は、次のとおりといたします。

- (1) 預かり期間は、本供給約款実施の際、現に設定している期間といたします。
- (2) 当社は、お客さまから支払期限日を経過してもなお料金の支払がなく、かつ、当社の督促後5日以内にお支払がないときは、保証金とその利息との合計額をもってその料金に充当いたします。
- (3) 当社は、預かり期間経過後、又は9の規定により契約が消滅したときは、保証金とその利息との合計額（(2)に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。）を速やかにお返しいたします。利息は、保証金に対し年6パーセントの利率でその預かり期間に応じて複利により計算いたします。

4. 本供給約款の実施に伴う切り替え措置

(1) 鹿児島港購入実績値への移行に伴う実績平均原料価格の調整方法

次の文および算定式中の「旧供給約款」とは、平成24年4月30日まで適用された一般ガス供給約款をいいます。

下記の①あるいは②に定められた期間における基準平均原料価格、平均原料価格は以下の通りといたします。

イ 基準平均原料価格（トン当たり）

66,140円・・・A

ロ 平均原料価格（トン当たり）

下記の①あるいは②に定められた期間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円

未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が105,820円以上となった場合は、105,820円といたします。

(算 式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9357 \\ + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0697$$

本供給約款における基準平均原料価格、平均原料価格は以下の通りといたします。

イ 基準平均原料価格(トン当たり)

69,390円・・・B

ロ 平均原料価格(トン当たり)

下記の①から⑧に定められた期間における鹿児島港の貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)及び貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が111,020円以上となった場合は、111,020円といたします。

(算 式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9352 \\ + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0702$$

原料変動額は次の計算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。また、調整単位料金は本供給約款23(1)に従って計算し、適用基準は次の①から⑧のとおりといたします。但し、①のハ、ニ、②のハ、ニの場合における調整単位料金は、各項目に定められた算式により算定し、算式によって求められた計算結果の小数点第5位以下の端数は、切り捨てます。

- ① 料金算定期間の末日が平成24年5月1日から平成24年5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、平成23年12月から平成24年1月までの旧供給約款に則って算定した平均原料価格および、平成24年2月の本供給約款に則って算定した平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(計算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\begin{aligned} \text{原料価格変動額} = & \{ ([\text{平成 23 年 12 月原料価格} + \text{平成 24 年 1 月原料価格}] \text{加重平均}) \\ & - \text{基準平均原料価格 A} \} \times 2/3 + \{ (\text{平成 24 年 2 月平均原料価格}) \\ & - \text{基準平均原料価格 B} \} \times 1/9 \end{aligned}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\begin{aligned} \text{原料価格変動額} = & \{ \text{基準平均原料価格 A} - ([\text{平成 23 年 12 月原料価格} + \text{平成 24 年} \\ & \text{1 月原料価格}] \text{加重平均}) \} \times 2/3 + \{ \text{基準平均原料価格 B} - (\text{平成 24 年 2 月平均原料価格}) \} \times 1/9 \end{aligned}$$

ハ [平成 23 年 12 月原料価格 + 平成 24 年 1 月原料価格]加重平均が基準平均原料価格 A 以上でかつ平成 24 年 2 月平均原料価格が基準平均原料価格 B 未満のとき

$$\text{原料価格変動額 } \alpha = \{ ([\text{平成 23 年 12 月原料価格} + \text{平成 24 年 1 月原料価格}] \text{加重平均}) - \text{基準平均原料価格 A} \} \times 2/3$$

$$\text{原料価格変動額 } \beta = \{ \text{基準平均原料価格 B} - (\text{平成 24 年 2 月平均原料価格}) \} \times 1/9$$

調整単位料金 (1 立方メートル当たり)

$$\begin{aligned} = & \text{基準単位料金} + (0.085 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額 } \alpha \\ & - 0.085 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額 } \beta) / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

二 [平成 23 年 12 月原料価格 + 平成 24 年 1 月原料価格]加重平均が基準平均原料価格 A 未満でかつ平成 24 年 2 月平均原料価格が基準平均原料価格 B 以上のとき

$$\text{原料価格変動額 } \alpha = \{ \text{基準平均原料価格 A} - ([\text{平成 23 年 12 月原料価格} + \text{平成 24 年 1 月原料価格}] \text{加重平均}) \} \times 2/3$$

$$\text{原料価格変動額 } \beta = \{ (\text{平成 24 年 2 月平均原料価格}) - \text{基準平均原料価格 B} \} \times 1/9$$

調整単位料金 (1 立方メートル当たり)

$$\begin{aligned} = & \text{基準単位料金} - (0.085 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額 } \alpha \\ & - 0.085 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額 } \beta) / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

② 料金算定期間の末日が平成 24 年 6 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、平成 24 年 1 月の旧供給約款に則って算定した平均原料価格および、平成 24 年 2 月から平成 24 年 3 月までの本供給約款に則って算定した平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(計算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\begin{aligned} \text{原料価格変動額} = & \{(\text{平成 24 年 1 月平均原料価格}) - \text{基準平均原料価格 A}\} \times 1/3 \\ & + \{([\text{平成 24 年 2 月原料価格} + \text{平成 24 年 3 月原料価格}] \text{加重平均}) - \text{基準平均原料価格 B}\} \times 2/9 \end{aligned}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\begin{aligned} \text{原料価格変動額} = & \{\text{基準平均原料価格 A} - (\text{平成 24 年 1 月平均原料価格})\} \times 1/3 \\ & + \{\text{基準平均原料価格 B} - ([\text{平成 24 年 2 月原料価格} + \text{平成 24 年 3 月原料価格}] \text{加重平均})\} \times 2/9 \end{aligned}$$

ハ 平成 24 年 1 月平均原料価格が基準平均原料価格 A 以上でかつ[平成 24 年 2 月原料価格 + 平成 24 年 3 月原料価格]加重平均が基準平均原料価格 B 未満のとき

$$\begin{aligned} \text{原料価格変動額 } \alpha = & \{(\text{平成 24 年 1 月平均原料価格}) - \text{基準平均原料価格 A}\} \times 1/3 \\ \text{原料価格変動額 } \beta = & \{\text{基準平均原料価格 B} - ([\text{平成 24 年 2 月原料価格} + \text{平成 24 年 3 月原料価格}] \text{加重平均})\} \times 2/9 \end{aligned}$$

調整単位料金（1 立方メートル当たり）

$$\begin{aligned} = & \text{基準単位料金} + (0.085 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額 } \alpha \\ & - 0.085 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額 } \beta) / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

二 平成 24 年 1 月平均原料価格が基準平均原料価格 A 未満でかつ[平成 24 年 2 月原料価格 + 平成 24 年 3 月原料価格]加重平均が基準平均原料価格 B 以上のとき

$$\begin{aligned} \text{原料価格変動額 } \alpha = & \{\text{基準平均原料価格 A} - (\text{平成 24 年 1 月平均原料価格})\} \times 1/3 \\ \text{原料価格変動額 } \beta = & \{([\text{平成 24 年 2 月原料価格} + \text{平成 24 年 3 月原料価格}] \text{加重平均}) \\ & - \text{基準平均原料価格 B}\} \times 2/9 \end{aligned}$$

調整単位料金（1 立方メートル当たり）

$$\begin{aligned} = & \text{基準単位料金} - (0.085 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額 } \alpha \\ & - 0.085 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額 } \beta) / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

③ 料金算定期間の末日が平成 24 年 7 月 1 日から平成 24 年 7 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、平成 24 年 2 月から平成 24 年 4 月までの本供給約款に則って算定した平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(計算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \{([\text{平成 24 年 2 月原料価格} \sim \text{平成 24 年 4 月原料価格}] \text{加重平均}) \\ - \text{基準平均原料価格 B}\} \times 3/9$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \{\text{基準平均原料価格 B} - ([\text{平成 24 年 2 月原料価格} \sim \text{平成 24 年 4} \\ \text{月原料価格}] \text{加重平均})\} \times 3/9$$

- ④ 料金算定期間の末日が平成 24 年 8 月 1 日から平成 24 年 8 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、平成 24 年 2 月から平成 24 年 5 月までの本供給約款に則って算定した平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(計算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \{([\text{平成 24 年 2 月原料価格} \sim \text{平成 24 年 5 月原料価格}] \text{加重平均}) \\ - \text{基準平均原料価格 B}\} \times 4/9$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \{\text{基準平均原料価格 B} - ([\text{平成 24 年 2 月原料価格} \sim \text{平成 24 年 5} \\ \text{月原料価格}] \text{加重平均})\} \times 4/9$$

- ⑤ 料金算定期間の末日が平成 24 年 9 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、平成 24 年 2 月から平成 24 年 6 月までの本供給約款に則って算定した平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(計算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \{([\text{平成 24 年 2 月原料価格} \sim \text{平成 24 年 6 月原料価格}] \text{加重平均}) \\ - \text{基準平均原料価格 B}\} \times 5/9$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \{\text{基準平均原料価格 B} - ([\text{平成 24 年 2 月原料価格} \sim \text{平成 24 年 6} \\ \text{月原料価格}] \text{加重平均})\} \times 5/9$$

- ⑥ 料金算定期間の末日が平成24年10月1日から平成24年10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、平成24年2月から平成24年7月までの本供給約款に則って平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(計算式)

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \{([\text{平成24年2月原料価格} \sim \text{平成24年7月原料価格}] \text{加重平均}) - \text{基準平均原料価格B}\} \times 6/9$$

- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \{\text{基準平均原料価格B} - ([\text{平成24年2月原料価格} \sim \text{平成24年7月原料価格}] \text{加重平均})\} \times 6/9$$

- ⑦ 料金算定期間の末日が平成24年11月1日から平成24年11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、平成24年2月から平成24年8月までの本供給約款に則って平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(計算式)

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \{([\text{平成24年2月原料価格} \sim \text{平成24年8月原料価格}] \text{加重平均}) - \text{基準平均原料価格B}\} \times 7/9$$

- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \{\text{基準平均原料価格B} - ([\text{平成24年2月原料価格} \sim \text{平成24年8月原料価格}] \text{加重平均})\} \times 7/9$$

- ⑧ 料金算定期間の末日が平成24年12月1日から平成24年12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、平成24年2月から平成24年9月までの本供給約款に則って平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(計算式)

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \{([\text{平成24年2月原料価格} \sim \text{平成24年9月原料価格}] \text{加重平均}) - \text{基準平均原料価格B}\} \times 8/9$$

- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \{\text{基準平均原料価格B} - ([\text{平成24年2月原料価格} \sim \text{平成24年9月原料価格}] \text{加重平均})\} \times 8/9$$

[illegible]

(別表第1) 供給区域

鹿児島県	鹿児島市 錦江町・甲突町・城南町・南林寺町・新屋敷町・住吉町・堀江町・新町・船津町・松原町・大黒町・呉服町・山之口町・千日町・樋之口町・加治屋町・泉町・名山町・易居町・小川町・浜町・金生町・中町・東千石町・西千石町・平之町・照国町・山下町・城山町・長田町・冷水町・上本町・大竜町・柳町・本港新町・清水町・春日町・池之上町・稻荷町・鼓川町・上竜尾町・下竜尾町・天保山町・与次郎一丁目・与次郎二丁目・上荒田町・鴨池町・高麗町・上之園町・武町・武一丁目・武二丁目・武三丁目・中央町・真砂町・真砂本町・三和町・郡元町・新照院町・草牟田町・玉里町・西田町・西田一丁目・西田二丁目・西田三丁目・薬師一丁目・薬師二丁目・鷹師一丁目・鷹師二丁目・常盤町・原良町・原良一丁目・原良二丁目・原良三丁目・永吉町・坂元町・下伊敷町・和田町・谷山塩屋町・東開町・紫原一丁目・紫原二丁目・紫原三丁目・紫原四丁目・紫原五丁目・紫原六丁目・紫原七丁目・日之出町・南新町・荒田一丁目・荒田二丁目・下荒田一丁目・下荒田二丁目・下荒田三丁目・下荒田四丁目・鴨池一丁目・鴨池二丁目・郡元一丁目・郡元二丁目・郡元三丁目・南郡元町・東郡元町・宇宿一丁目・宇宿二丁目・宇宿三丁目・新栄町・魚見町・御本町・南栄一丁目・南栄二丁目・南栄三丁目・南栄四丁目・南栄五丁目・南栄六丁目・鴨池新町・城西一丁目・城西二丁目・城西三丁目・草牟田一丁目・草牟田二丁目・城山一丁目・城山二丁目・谷山港一丁目・谷山港二丁目・谷山港三丁目・七ッ島一丁目・七ッ島二丁目 伊敷町 字 大内田・古川・村ノ下・仮屋前・壱町田・宇都迫・別ノ迫・仮屋・小園・下脇田・桑原・大平田・王子田・桜ヶ丸・石原・宮ノ前・瀬戸口・浮田・外川原・下水流・平田・横枕・小園井手・松下田・穴ヶ下・脇之園迫・脇田谷・脇田谷頭・横松・棚ヶ山・松山・梨
------	--

鹿児島県	子ヶ山・柳ヶ丸・井出ノ下・門田・稲荷面・鎮守田・子永山・西永山・中永山・東金屎・小俣・木尾迫・坂之上・矢代迫・南矢代迫・城ヶ後・中島・図師ヶ迫・西金屎・深溝・馬建・舵打・三園迫・東笛ヶ迫・西笛ヶ迫・中笛ヶ迫・大迫頭・大迫飯山・迫頭・飯山迫・菖蒲迫・瀬戸平・山中・池田・小肥田・池田前・片蓋・源肥田・肥田川原・塩水流・尾崎田・猿山・下津山・野稻ヶ原・瀬ノ口・山下・出平・東永山・城気ヶ迫・松木迫・柿之迫・中小吉田・大谷頭・大谷出・野畑・内無・八束俵・四反田・市ノ山・高作・笹ヶ山入口・笹ヶ山平 小野町 字 井尻・橋ノ口・田中・字ノ子丸・松尾坂・滑ノ上・迫尻西・大戸・迫尻東・岩下・窪田・川添・上井西・上井東・栗木迫東・栗木迫西・鼓胴東・高山西・高山東・竹下・畠田・西川原・脇ノ園・中福良・小園・迫北・小園迫南・城ノ迫南・城ノ上・城ノ迫・城ノ下・京田・宮ノ下・宮園・班ヶ宇都・胡麻田・二ツ山西・二ツ山東・北枝北・鬢弦ノ東・鬢弦ノ南・鬢弦ノ西・北枝南・白行木場・二月田・船ヶ宇都北・船ヶ宇都南・桑木迫一・桑木迫二・桑木迫三・桑木迫四・榎木迫一・榎木迫二・榎木迫三・榎木迫四・榎木迫五・榎木迫六・小迫一・小迫二・陳ヶ岡・山下迫一・山下迫二・山下迫三・山下・中迫・新田迫・鶴之村・東中迫・加志喜迫一・加志喜迫二・加志喜迫三・加志喜迫四・加志喜迫五・加志喜迫六・門ノロ一・門ノロ二・掘り・大曲り・焼山ノ南・焼山ノ東・柏谷南・清右衛門郷屋・焼山ノ入口・柏谷北・柏谷中・阿羅ヶ尾西・阿羅ヶ尾中・阿羅ヶ尾東・焼山ノ西・幸加木口北・薦ヶ平東・後平北・鼓胴西・鼓ヶ宇都・巻ノ口中・黒葛山中・黒葛山北・野崎下・大丸平北・牧ノ口・西・入田迫・後平南・大丸ノ東・矢越・夜鷺宇都西・夜鷺宇都東・野崎・桑波迫・薦ヶ平西・幸加木ノ口南・小瀧之下・小瀧之上・巢落・黒葛山南・牧ノ口東・大丸ノ西
------	---

鹿児島県	田上町 字 口の坪・永田・町田・蛭田・内田・吉田・畦田・八幡・前田・下ヶ宇都・鳥越・枝迫・桑水流・耳取・迫頭・大曲・ウシ・川口限・水谷・大迫・高尾・深迫・中尾・薩摩迫・シメノ・福元平・東平・北寺・後藤谷・蕤打田・ホノキ尻・梅ヶ谷・草紙ヶ迫・垂提・渡世口・鍋ヶ宇都・蔵ヶ迫・段之平・立花・上瀬戸・奥ヶ平・始良山・竹良崎・小牧・南ヶ迫・前ヶ迫・迫田・宮ノ上・大迫・内城・城ヶ平・芝生迫・野月・天神ヶ平・四ッ瀬戸・松ヶ平・大平・広木市営住宅・横道・境迫・田平・田摩川・片下伊佐野・新迫・広木・五反田・小牟田・四反田・小田原・岸ノ下・馬籠・笠松平・高原・高栄迫・陣ヶ平・陳ヶ迫・陳ヶ原・後ヶ迫・曲迫・羅良賀迫・大字都・引地 宇宿町 字 留ヶ塚・国料・尻切・片無・片無尻切・分ヶ迫・手ノ房・梶原迫・長尾・間込・小松原・樋ヶ迫・森元・小迫・今田・主田・前田・柿本・笹貫丸・宮下・宮下ノ一・宮下ノ二・別府迫・山下・八枝ノ一・八枝ノ二・飛鶴・永仮・新入・小八田・永田・原田久保五反田・堂宇宿町 屋敷・北迫・亀山・永原・田平迫・田平・亀ヶ原・小原・前迫・村迫・猩々掘・杉ヶ迫・久保内・大字都口・大字都政・柿木迫・七手・越迫・鍋ヶ宇都・黒園・鍋口・原田久保・五反田 上福元町 字 長迫・大平・湯貫迫・小原・大江山・鶴ヶ迫・笹貫平・上手ノ平・波之平・池尾・奥田・西園・三反田中尾・大崎平・市後町・本塚・松原・薬師・九反田・桜松・上田・島森・五反田川原・古川・惣福・惣福川原・惣福前田・堂ノ前・迫田・鶴重蒲牟田・鴨掘・大工田・仮屋田・内蒲牟田・住吉元仮屋・伊庵田・橋ノ口・木之下・
------	--

鹿児島県	島中・辰ノ園・下町・南麓・麓・東麓・北麓・的場・的場堀・橋之口前田・橋之畠・宮之前・川原・宮之後・塩屋松原・外園・前畠・桜川・西塩屋・笹貫・境岡・内待迫・焼山・陳之平下・塩垣田・後迫・不動寺・不動寺前田・諏訪前・諏訪山・大丸・諏訪下・万田ヶ字部・御ヶ所下・穴田・窪田上・高柳・中溝・佛生田・松木田・窪田・七村・後川原・長崎川原・柳橋・水町田・柳橋上・増田前田・土木藪・竹迫・之頭・九反田平・天ヶ迫平・天ヶ迫・軽石迫・城ヶ原・一本松平・入来前平・城ヶ原迫・櫻ヶ平・外尾・内ノ平・富迫平・魚見ヶ原・下原・希望ヶ丘団地・身寄出口・寺ヶ字都・諏訪字都・俣田 慈眼寺町 字 八反田・彼岸田 下福元町 J R 指宿線以東（和田町境界以北の区域） 字 坂元・辻・堂頭・古川・塩入・古里・松尾・南・東堀之内・西堀ノ内・賀呂・藤原・下粕谷・下光山・光山・下鬼之辻・鬼之辻・西坂元・山原・下橘木・橘木・田ノ尻・桑鶴・石佛・肱ヶ原・小屋敷・下瀬迫・福永・東栗山・山下・内ノ原・茶園ヶ尾・栗山・原口・石塚・笹尾・下笹尾・道ノ下・岡ノ平・大松迫・淵ノ上・野頭・下黒州・下前床原・西石塚・茶園ヶ平・上床迫・上高尾・前平・上床・塚ノ上・塚ノ脇・金ヶ迫・京ノ塚・並松・塚ノ下・下並松・横州・下外堀・瀬迫・上外堀・下大迫・東中原・迫・下迫・上迫・北ノ藪・下水ヶ迫・上中原・大迫平・中大迫・大迫・宇宿ヶ城・川路ヶ字都・鼻房・水樽ヶ字都・野首・大窪藪・本坂・大迫口・坂口・山角・軸・羽子田・大根木場・森園畑・田登・原之園・堀ノ前・水ヶ迫・大窪迫・二俣平・二松迫・小迫・後庵ヶ野・小字都・上仁田ヶ平・山河・山河平・打越・仁田ヶ平・絵書場・岩崎・烏帽子田・屋敷田・一条・登尾・本城・彼岸田・落し
------	---

鹿児島県	西別府町 字 竹山・蔵ヶ迫・梅ヶ迫・楠ヶ迫・取添・町田迫・町田入口・破竹山・隠ヶ迫・出口・鳶山・後迫・井手ノ下・馬掘ノ坂口・上之原・柳丸・平田・梅山・池ノ上・狸ヶ迫・稲荷ヶ迫・町田下迫 中山町 字 上大迫原・平原・上相徳・相徳迫・小辻原・小掘・長仮掘・中原・鍋ヶ迫・登り上り・登り上り平・榎木迫頭・草木原・草木迫・鍋ヶ原・小原・榎木迫・上大迫平・水喰ノ上・上登り・大戸原・小倉ヶ迫・手遺掘・戸板ヶ迫・大迫尻・下大迫・戸板ヶ迫平・上邊田・下邊田・東樋之口・樋渡・萩原・辺田脇・平田・辺田前・中牟田・宮前・向玉・赤田・星久田・道添・花山添・上樋・壱町田・砂走・梶城・黒土田・西山・京ノ坪・七十田・塚元・中津田・八反田・除尻・小森・前田・窪田・柳橋上・真方・橋山川原・竹之迫・阿手貫・中之迫・小牟田山・小牟田・花山・角明田・大丸・極楽・馬越・大戸平・大戸・青木平・本馬越・椿山越ス・水喰・掘ノ内・椿山迫・椿山平・萬ノ徳・堂ヶ迫・鳥越・鶉ヶ原・打場・切通・入来之前・入来田入来前・入来平・入来原迫・赤迫・膳棚・山ノ田・国料平・浦田・丸尾岡・山ノ田前・中田・奥ノ山・大木場・胡广石・田ノ口・内ノ野・下寺田・眞手野・小俣・崩ノ平・小滝ノ下・保手ヶ迫・芹房 魚見町 山田町 字 下原・上原・内城・谷・阿彌陀ヶ宇都・舟石・丸山・切石・弦祥鑪ヶ宇都・宇都・牛河内・寺腕・岩瀬戸・牧田宇都・丹波迫・大城戸・川原・黒丸・田中・京ノ塚・五反田・下鳩宿・和田平・諸平・持溝・鳩宿前・上野迫・七ツ枝・後野・大石ヶ平・大丸・立
------	---

鹿児島県	迫・野間伏・根五郎・小丸・道上・中間屋敷・五ツ塚本・札之本・八反田・瀬戸口・榎田・針田・野中・五色ノ口・五色字都・鼻寄・角田・大迫・中之迫・小迫・北平・中木場・丸岡・丸岡脇・杉木馬場・長尾・西田・早馬木・川畑・前田・塚田・境田・六反田・塚ノ本・栢ヶ丸・馬之口・上野・窪田・後迫・南平・西平・平田・横枕・壺町田・横手・坂本・張登・谷ノ口・姥懷・永迫 五ヶ別府町 字 石坂・井手ヶ字都・渡瀬口・平谷・櫓山平・笠木・櫓山坂・前ノ谷・北ヶ迫 平川町 字 岩坂口・古里・下古里・近道・下り・魚見・濱ノ上・塩屋ノ元・川尻・角ヶ下・花木・笹ヶ尾・道添・本堂・楠本・大前藺・東ノ口・水流ノ・水流・清泉ヶ尾・大藺・下大藺・網屋藺・下堀之内・堀ノ内・外藺・迫・柴野・砂崎・久木野・谷之上・大脇・西・山神・山神口・南原・網屋前・小中野・迫田山・小中尾・後ノ谷・堂山・藺田・木辻・平岩・宮之前・濱平・歩道・轟・無常野・深湊・滝之下・滝之上・大工屋敷・古神迫・柊之木平・峠之下・柊之木畑・大崎・馬渡・鬼薮・大畦町・南田・萩原・上野藺・港之上・黒岩・海之上・軸屋・山神前・谷添・城ヶ原・土井床・前原・仮集・池ノ元・中尾・砂取・打越・桑鶴・高落・池ノ下・三反田・深迫 吉野町 字 上桃木迫・蓑笠・赤溜・御照寛・御道下・中桃木迫・下桃木迫・下鳩峯・藤藪・下右藺平・右藺迫・下右園・知行・上笹原・下笠原・百人堀・クツカケ原・上塔ノ原・中塔ノ原・下塔ノ原・本木治屋・木治屋前・上新堀・中新堀・下新堀・桜馬場・下中尾・鍋
------	--

鹿児島県	谷一・東原之村・藤ノ尾・原ノ村・ノリヤ・上柿木迫・下柿木迫・ 丸岡・村前・田尻・皆尻・上中道・下中道・天神山・鬼ヶ迫・宅 間迫・上五百路・下五百路・崎・磯道ノ下・上代口・下代口・西 長山・大明山・上榎木迫・中榎木迫・下榎木迫・丸田・椎ノ木山・ 尾下・尾立・中園・植村・宮崎・実方・鎮守下・廣田・堂ヶ平・社 司ヶ平・松平・奥屋敷・目クラ・上木ノ原・馬鹿迫・中木ノ原・ 三方界・奥園・西原下・鍋谷二・北平・国迫・サル原・鳩峯・田 原迫・雀田・里・宇都・神ノ門・井手ノ上・寺ノ下・瀧ノ上・薬 師下・飯屋ノ下・谷ヶ崎・ヤ子添・立平・薬師山・黒木岡・金ヶ 迫・小八平・鎮守ヶ迫・里之崎・横枕・仲八平・技迫・尾黒・古 巢・山神手・五重・鍋平・大谷・耳取・西平・明山・前平・上長 瀬戸・下長瀬戸・鳥越・田之平・明貫・岡・森山・東長山・松十 文字・西迫・中尾瀬・西原・五反・横堀・小松ヶ尾・中道・溜池・ 八幡之後・梶岡・海老藺・墓ノ下・久保・出口・小藺・前山・有 木・北藺・前畑・田道・後ヶ原・尾瀬ヶ久保・堀内岡・真ナシ・ 坂之上・小坂ノ元・武原・芝ノ道・仁田岡・弐里塚前・野呂井ヶ 迫・仁田原・ホキノ上・堂部ノ金・中平原・長ヶ迫・春口・堂園・ 柚ノ木・下郷原・上郷原・谷・白柏子・藤岡・芝ノ尻・上大原・ 下大原・内記屋敷・轟ノ瀧・桐ノ木畑・小迫・鎮守ノ上・金クソ・ 下石割・上石割・狩道・肘岡・高岡・梯子ノ本・宮ノ後・宮前・ 上鳶巣・下鳶巣・下石子・中石子・上石子・上米神・下米神・向 江・松ヶ迫・神月藺・下神月・上神月・社ノ後・宮ノ迫・川ノ元・ 下頭無・中頭無・上頭無・上セゲ・下セゲ・上鳥越・下鳥越・上 郷田・下郷田・宮田・田ノ上・西ノ藺・飯屋藺・中尾・東・柴立・ 長造・仁田道・丸坊・大平・佛子・宮田平・元ズヒノ上・島堀・ 深堀・東杣川内・西杣川内・萩塚・上白井崎・中白井崎・下白井 崎・白井・川ノ上・久良元・中藺・村ノ後・松口・迫ノ上・迫ノ 谷・中原・老ヶ迫・中長道・後ヶ原・タタラ迫・上中尾・下表ヶ 迫・村野屋敷・深井・玉取・矢来門・貫口・水ノ上・水ノ浦・松
------	--

鹿児島県	山鼻・山下・御前ヶ平・杉谷・桜谷・東愛宕・新道・大官・紡績・集成館・大久保迫・本踏剥・御水ヶ仁田・藤平・牛牧・上新牧・永山・祖父屋敷下・上祖父屋敷・乳付堀・元笠ノ口・中尾瀬・下武・中武・上武 犬迫町 字 溝下・小穴・谷之柿之迫・早馬下・大字治・金付・中之迫・田原ヶ迫・タケヤマ 下田町 字 明ヶ窪・小丸・大丸・芝ノ元・前ノ迫・門半蔵・半蔵ヶ谷・須賀宇都・大原・竹原・鶴田・橋ノ口・横井溝・平原・貫ノ口・鷹俣・笹原・弥左エ門山・堂ノ迫・長尾・栢山・川之坂・仮屋ノ迫・サンシュ原・丸山・早馬岡・田代・田ノ頭・仮屋上・向原・井川ノ元・タノキ木原・土面・駒原・七合俵・保佐山・柚木迫・奥ヶ迫・中ノ迫・松山ヶ迫・鳥ヶ平・手ノ平・上山下・下山下・芝原・榎木ヶ丸・上桑原・須ヶ牟田・堀切谷・小城下・納内無・城之岡・五反田・札ノ元・下山・赤迫・内無・黒岩・伊良・谷神ノ木山・丸尾山・三本松・大園・池田・永吉・四反田・上ノ園・溝ノ上・鳥越・高重・後ヶ谷・梅ヶ谷・高山・関吉・溝ノ口 川上町 字 湯ノ尾・湯ノ本・前田・イキノ本・竹下・霜月田・風呂元・田良迫・大人足形・角ノ木・仁田原・石ヶ迫・横峯・前原迫・前原・池之平・谷太郎・鬼ヶ迫・中尾平・バクチ岩・境迫・九拾五間・早馬下・外戸口・下原・狐ヶ尾・堀之内・池之川・宮之前・宮迫・山之上・柿木迫・流岩・八久保・拾間原・狩俣平・堀廻・加治屋園・上前田・露重・鎮ノ前・井料・岩下・中尾・田子巢・野中田・五月田・久保田・梅之前・今井・木ノ迫・五助堀・鷹ノ巢・藤ヶ
------	--

鹿児島県	尾・枝迫・ドン迫平・永岩・早馬迫・早馬前・イチゴガラ・土地・新地・白拍子・次米田・西ノ前・北ノ前・井ノ上・東ノ前・原ノ園・立平・瓶ヶ原・尾立・大迫・石ヶ前・井手下・壺町田・世々脇・六反田・横手・クラベタ・柳崎・サコツク田・三月田・名久・五反田・島之元・脇田・郷ヶ原・山下・上久保田・二月田・弓場・加栗山・野久保・小杉谷・大谷・西之宇都・作太郎・牧ノ口・大久保原・谷之免・奥ヶ迫 岡之原町 字 桃木迫・馬建・東・上水ヶ迫・原・七ツ枝・南吹越・頭無（其の一）・頭無（其の二）・古屋敷・日影・下長迫・前山・芝畑・枝迫・鬼ヶ迫・崎平・岩上・迫平・内保ヶ迫・山中 川上町 字 北ヶ迫・瀬ヶ迫・中迫・中迫平・永吉 伊敷町 字 境迫尻・北境迫・西境迫・上中ノ迫・笹ヶ山・笹ヶ山大廻・宮ヶ迫・中宮ヶ迫・東宮ヶ迫・北宮ヶ迫・水垂・鍋ヶ谷・柊木迫・大平・梅木迫・東都畑・西都畑・節万才・横打・下中道・帰り道・上り立・中道山・道山・平内木場・鍋尻・宮ヶ迫尻 西伊敷五丁目 始良市 平 松 字 神崎・松木古河・池田・池田古河の内 市道 警察学校前線の南側、市道 神崎 2 号線の東側、 市道 山ノ口城瀬線の北側、市道 神崎 1 号線の西側の区域
------	---

(別表第2) 本支管工事費の当社の負担額

(1) ガスメーターの能力別当社負担額

設置するガスメーターの能力	ガスメーター1 個につき当社の負担する金額
2. 5 立方メートル毎時 以下	5 7, 7 5 0 円
4. 0 立方メートル毎時	9 2, 4 0 0 円
6. 0 立方メートル毎時	1 3 8, 6 0 0 円
1 0. 0 立方メートル毎時	2 3 1, 0 0 0 円
1 6. 0 立方メートル毎時	3 6 9, 6 0 0 円

(2) (1)以外のガスメーターを設置する場合の当社負担額は、設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき23, 100円の割合で計算した金額といたします。

(別表第3) 本支管及び整圧器

	口 径
本 支 管	3 2 mm
	4 0
	5 0
	8 0
	1 0 0
	1 5 0
	2 0 0
	2 5 0
	3 0 0
	3 5 0
整 圧 器	た だ し、最 高 使 用 圧 力 が 0. 1 M P a 以 上 の 導 管 を 用 い る 場 合 に は、口 径 5 0 mm 以 上 と い た し ま す。
	5 0 mm
	8 0
	1 0 0
	1 5 0
	2 0 0

(別表第4) ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式

1. 速動(正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。)の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$$

2. 遅動(正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。)の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

(備考)

V は、18(9)の規定により算定する使用量

V₁は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる使用量

A は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動または遅動の割合(パーセント)

(別表第5) 最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算式

$$V = \frac{V_1 \times (101.325 + P)}{101.325 + 0.981}$$

(備考)

V は、18(12)の規定により算定する使用量

P は、最高圧力を超えて供給する圧力(キロパスカル)

V₁は、ガスメーターの検針量

(別表第6) 適用する料金表

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから25立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が25立方メートルを超え、150立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が150立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 早収料金の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年2月から前年10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年3月から前年11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年4月から前年12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年5月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年6月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年7月から当年3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から当年4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から当年5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から当年6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から当年9月までの平均原料価格に基

づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします（小数点以下の端数切り捨て）。

- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率 ÷（1＋消費税率）
- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率 ÷（1＋消費税率）

3. 料金表A（消費税等相当額を含みます）

(1) 基本料金

1 ヶ月及びガスメーター1 個につき	719. 2500 円
--------------------	-------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	248. 6171 円
-------------	-------------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに 2 3 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B（消費税等相当額を含みます）

(1) 基本料金

1 ヶ月及びガスメーター1 個につき	2, 237. 5500 円
--------------------	----------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	187. 9061 円
-------------	-------------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに 2 3 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C（消費税等相当額を含みます）

(1) 基本料金

1 ヶ月及びガスメーター1 個につき	6, 731. 5500 円
--------------------	----------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	157. 9496 円
-------------	-------------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに 2 3 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

(別表第7) 早収料金の日割計算(1)

早収料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第6の料金表A、料金表B又は料金表Cの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金×日割計算日数／30

(備考)

- ① 基本料金は、別表第6の料金表における基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数。
- ③ 計算結果の小数点第5位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

別表第6の料金表における基準単位料金又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6における適用基準と同様といたします。

(別表第8) 早収料金の日割計算(2)

早収料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第6の料金表A、料金表B又は料金表Cの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金 × (30－供給中止期間の日数) ／30

(備考)

- ① 基本料金は、別表第6の料金表における基本料金
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30
- ③ 計算結果の小数点第5位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

別表第6の料金表における基準単位料金又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6における適用基準と同様といたします。

(別表第9) 標準熱量より2パーセントを超えて低い場合に料金から差し引く金額の算式

$$D = \frac{F \times (C - A)}{C}$$

(備考)

Dは、24(3)の規定により算定する金額

Fは、22の規定により算定した従量料金

Cは、33(2)に規定する標準熱量

Aは、ガス事業法令に規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値
(別表第10) 燃焼速度・ウォッベ指数

(1) 燃焼速度は、ガスの組成によって決まるもので、次の計算式によって得られる数値をいいます。

$$[\text{算式}] \quad MCP = \Sigma (S_i f_i A_i) / \Sigma (f_i A_i) \times (1 - K)$$

MCPは、燃焼速度

S_i は、ガス中の各可燃性ガスの燃焼速度であって、次の表に掲げる値

f_i は、ガス中の各可燃性ガスに係る係数であって、次の表に掲げる値

A_i は、ガス中の各可燃性ガスの含有率(体積百分率)

Kは、減衰係数であって、次の式により算出した値

$$K = \frac{\Sigma A_i}{\Sigma (\alpha_i A_i)} \left\{ \frac{2.5CO_2 + N_2 - 3.77O_2}{100 - 4.77O_2} + \left(\frac{N_2 - 3.77O_2}{100 - 4.77O_2} \right)^2 \right\}$$

α_i は、ガス中の各可燃性ガスの補正係数であって、次の表に掲げる値

CO_2 は、ガス中の二酸化炭素の含有率(体積百分率)

N_2 は、ガス中の窒素の含有率(体積百分率)

O_2 は、ガス中の酸素の含有率(体積百分率)

	水素	一酸化炭素	メタン	エタン	エチレン	プロパン	プロピレン	ブタン	ブテン	その他の炭化水素
S_i	282	100	36	41	66	41	47	38	47	40
f_i	1.00	0.781	8.72	16.6	11.0	24.6	21.8	32.7	28.5	38.3
α_i	1.33	1.00	2.00	4.55	4.00	4.55	4.55	5.56	4.55	4.55

(2) ウォッベ指数とは、ガスの熱量及び比重によって決まるもので、次の算式によって得られる指数をいいます。

[算式]

$$WI = H / \sqrt{a}$$

WI = ウォッベ指数

a = ガスの空気に対する比重

H = 単位当りのガスの熱量(メガジュール)

(3) 燃焼性の類別は、燃焼速度、ウォッベ指数により定まり、その範囲とガスグループの対応は、以下の表のとおりといたします。

燃焼性の類別	ガスグループ	ウォッベ指数 (W I)		燃焼速度 (M C P)	
		最小値	最大値	最小値	最大値
1 3 A	1 3 A	52.7	57.8	35	47
1 2 A	1 2 A	49.2	53.8	34	47
6 A	6 A	24.5	28.2	34	45
5 C	5 C	21.4	24.7	42	68
6 B	L 1	24.9	28.7	42.5	62
6 C		23.7	27.4	42.5	71
7 C		25.7	28.9	47	78
5 A	L 2	19.6	22.6	32	52.5
5 B		19.4	22.4	36	54
5 A N		19.0	20.8	29	43
4 A	L 3	16.2	18.0	35	51
4 B		16.2	18.2	37	62
4 C		16.5	18.6	40	64

付 録

1. 当社は、特別の事情がある場合は、ガス事業法第20条ただし書き規定にもとづき九州経済産業局長の認可を受けて、一般ガス供給約款（以下「本供給約款」といいます。）に定める供給条件以外の供給条件（以下「特別供給条件」といいます。）によりガスを供給することがあります。

なお、特別供給条件による供給として、次の場合があります。

均等割工事負担金

使用者の申し込みに伴い本支管を延長し、または入れ替える場合において、将来その本支管から分岐する供給管によりガスの供給を受けることとなる使用者（以下「追加使用者」といいます。）も考慮して本支管および整圧器の工事を行うときは、本供給約款13(12)の規定にかかわらず、九州経済産業局長の認可を受けて、使用者および追加使用者から、その工事について、均等に工事負担金（消費税等相当額を含みます。）をいただくものです。詳しくは、当社の本社にご確認下さい。

2. 当社は、設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すると見込まれる場合は、ガス事業法第17条第7項の規定にもとづき九州経済産業局長に届け出て、本供給約款で設定したものと異なる供給条件を設定した約款（以下「選択約款」といいます。）を定めることがあります。

選択約款は、当社の本社に常備し、使用者の閲覧の用に供していますので、詳しくは、当社の本社にご確認下さい。

3. 年間契約数量が10万立方メートル（46メガジュール換算）以上の需要については、大口供給契約の対象となり、当社は、本供給約款に定める供給条件以外の供給条件によりガスを供給することがあります。詳しくは、当社の本社にご確認下さい。